

法の「隙間」をめぐる対話

1



法の隙間を埋めるには

西尾孝幸

弁護士

みらい総合法律事務所代表パートナー

長く弁護士稼業をやっていると、往々にして、今の法律では解決できない相談にぶつかります。法律上の争いではないものは弁護士の手には負えません。そもそも今の法律に定めがない事柄も、法律で解決することはできません。

さらに、法律はどんなにたくさんの方の条文をそろえても、想定外のことと起こってしまったら、役に立たないことになります。最近では、2024年7月の都知事選のポスターをめぐる、選挙と関係ない内容が掲示されたり、個人的な宣伝に利用されたりということが起きて、「法の隙間」「法の穴」と報じられました。

公職選挙法はポスターの掲示についても細かく規定しています。そ

れでも想定外のことが出てきました。また、法律が制定後の社会の急激な変化に対応できないこともよくあります。法律に「隙間」があるのは避けられないのでしょうか？ この「法律の隙間」をめぐるいろんな問題を、せっかちタイプの手弁護士「急具（イソグ）君」と、そのボスであるベテラン弁護士の「待名（マチナ）先生」の会話形式で考えていきたいと思います。なお、この会話は、特定のモデルはいませんし、現実の事案とも無関係のフィクションです。



イソグ君がボスの待名先生のところにご相談にやってきました。「待名先生、知り合いの方から、都知事選のポスターで、選挙と関係のないものが大量に貼られ、中には子供に見せたくないものまである、なんとかできないかと相談がありました。法律違反だと訴えることはできないものでしょうかね」。

待名先生「公職選挙法には選挙ポスターの内容に関する規制はないし、表現の自由が関係するので内容を規制するのは難しい。ポスターの内容が迷惑防止条例や風俗営業取締法に違反すれば、警察も取り締まってくれるだろうが」

イソグ君「こういう想定外も予想して法律を作るのは無理なんじゃないでしょうかね」

待名先生「現在、公選法の改正の議論が出ていますし、鳥取県では早くも2024年9月に選挙ポスターの撤去についての条例を県議会に提出した。今回のような想定外の事態が生じたら、修正するとか補完するとかの法律の改正で対処するしか方法はないだろう」

そこから、待名先生はお得意のうんちくを披露する。

「想定外を少なくするために、法律の隙間をできるだけ狭めようとして、たくさんの方の条文をそろえたのが、史上最多と言われる『プロイセン一般ラント法』（1794年）だ。いろんな分野の法律を網羅した

結果、1万9194条と膨大になりすぎて、一般の人には利用できないものになった(三成美保氏の解説による)。法の隙間を埋めつくそうとして、返って使いにくいものになったようだ」

イソグ君「法の隙間を、条文の数ではなく、ほかのことで埋めるといふ発想はないんですか」

待名先生「経営の神様と言われた松下幸之助翁は、法律に頼って国を治めようとする『法治国家』は二流で、『徳』で治める『徳治国家』を目指すべきだ、それこそ一流国家だと言っている。松下翁は、松下電器(現パナソニックグループ)は何万人も国内で働いているが、社員の弁護士は一人もいない。しかし、『法治主義』が行き過ぎたアメリカでは、子会社2社が4人ずつ弁護士を社員として雇っている、と憂えている。法律は条文をなるべく少なくすべきで、『法三章』が理想だと述べたんだ(1979年8月『VOICE』)」

「法三章」とは、秦を滅ぼした漢の劉邦が、秦の過酷な法律を廃止して、殺人・窃盗・傷害を罰するという三条だけの簡単な法律を制定した故事です。

待名先生「もちろん条文を少なくして隙間を『徳』で補えばいいが、徳に頼る性善説の法律は常に裏切られてきた。想定外の事態が起きるのはいわば法律の宿命だ。隙間が見つかるたびに法律の改正で事後的に穴埋めするしかない、そう割り切るのが現実的な考えだろう。我々弁護士は、どんな隙間があろうと、今ある法律を使っていかなければならないんだよ」



2、3日してイソグ君が何やらネットで調べた情報を持って待名先生のところに来て来ました。

イソグ君「調べたら、パナソニックグループは、国内に社内弁護士が30名もいて、2022年の『法務力が高い企業ランキング』で5位



に選ばれています。日本国内の他の企業全体を見ても、社内弁護士が3000人にもなっていますよ。企業は『法の隙間』を『弁護士数』で穴埋めしようとしている、と言えませんか」

待名先生「それはどうかな。現代社会はネット取引などが広がり、企業の活動を規制する法律も網の目のように張り廻らされるようになってきている。どこで法律違反に引っかかるか専門家でないと正確には予測がつかないほど日本も『法治主義』が進んできている。でもそうになると、経済活動の自由は狭まるから、息苦しいこともある。『法の隙間』をなくそうとして、『社会の隙間』までなくしては、余裕のないギスギスした世の中になってしまう。松下翁の言葉は、今こそ思い出すべきだよ」

にしお・たかゆき 昭和24年生まれ、鹿児島県出身、東京大学法学部卒業、昭和51年弁護士登録(第二東京弁護士会所属)。平成10年「みらい総合法律事務所」を設立、現在代表パートナー弁護士(所属弁護士23名)。企業法務を中心に、債権回収、流通、不動産、ネット取引などを扱う。放送大学、立教大学で非常勤講師を歴任。著書『社長!その対応はコンプラ違反です』(はる出版)、『売買・賃貸不動産トラブルQ&A』(共著、不動産流通研究所)など。